

特記仕様書

第1節 工事概要

1. 仕様書番号 こ工第1号

2. 工事名 保育 ICT システム導入に伴うネットワーク設備工事

3. 工事場所 高須認定こども園 地内

4. 概要

本工事は、海津市（以下「甲」という。）が高須認定こども園において、保育 ICT システムの導入を目的とする WiFi 環境等を整備する。

5. 履行期間 契約締結日から令和8年10月30日まで

6. 業務責任者

受託者（以下、「乙」という。）は、業務を実施するにあたり、必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任し、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 業務責任者は、業務の円滑な管理運営に努め、現場を総括するものとする。
- (2) 乙は、業務責任者を選任しようとするときは、選任しようとする者の経歴書を甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。
- (3) 甲は、業務責任者が不相当であると認めたときは、その変更を要求することができ、乙は、新たに業務責任者を選任するものとする。
- (4) 乙は、緊急時に備え、業務責任者の連絡先を明確にすること。

7. 業務実施計画書

乙は、業務を実施するにあたり、甲と十分な打ち合わせを行った上で、次に示す内容を具体的に記載した業務実施計画書を作成し、甲の承認を受けるものとする。また、これを変更しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けるものとする。

なお、この内訳書により甲及び乙は、拘束されないものとする。

- (1) 業務工程表
- (2) 業務管理、実施体制
- (3) 事前準備
- (4) 施工計画
- (5) 機器の運搬、設置、調達方法
- (6) 配線、接続方法
- (7) 試験項目、手順、実施方法
- (8) 緊急時の対応
- (9) 安全管理及び対策
- (10) 使用機材

8. 仕様

(1) 数量・業務の範囲等

本業務の範囲は、契約書、本仕様書に基づき、次に掲げる内容を行う。

(2) 全般

ア 本契約には、WiFi 環境の整備運用までに係る一切の費用を含むものとする。

イ 本業務で新たに整備した構成品の所有権は、業務期間完了をもって海津市に帰属するものとする。

ウ 整備時期及び保守期間においては、不具合対応や各種調整について誠実に実施すること。

(3) 機器の仕様

本業務で整備するWi-Fi環境は、下記に掲げる機器等で構成される。

本業務においては、機器の設置、配線及び調整を行い、正常に使用出来ることを確認すること。

なお、仕様と同程度またはそれ以上の機能を満たす機器であれば、甲の承認を得て、同等品として調達しても構わない。

ア LAN配線工事

イ 無線アクセスポイント 12カ所

※設置場所については、電波状況等を確認し、協議の上適切場所に設置すること

(ア) 本機器を使用するために必要な設定を行う。

(イ) 図面を基に履行場所の壁、柱、天井等に据付を行うこと。ただし、事前に配置図等を甲に提出し、甲からの承認を得ること。

(ウ) 設置に伴う配線は、できる限り既存の開口部及びケーブルカバーを使用すること。新規で開口を行う必要がある場合は、事前に甲の承認を得ること。

(エ) 設置場所は、別紙のとおり。

(4) 施工について

ア 一般事項

据付作業については、各機器間の接続、調整等、施工詳細について担当職員と十分な打合せを行うものとする。また、施工により業務に支障をきたす場合は、夜間もしくは休日に施工を行う場合がある。

なお、作業において、稼働中のシステムや機器並びにその他の施設に損傷を与えた場合は、全て乙の負担において修理及び現状復旧するものとする。

イ 据付、調整

本業務の据付調整にあたって、乙は細心の注意を払い、対外折衝、技術及び工程の管理にあたり、業務の円滑な遂行を図ること。また、次の各号に留意して施工するものとする。

(ア) 乙は、担当職員と連携し、万全の処置を講ずるものとする。

(イ) 機器の据付については、電波状況及び担当職員の指示によること。

(ウ) 各機器の操作及び点検作業上、特に注意を要する箇所には取扱者が容易に理解できる方法で、その旨を表示するものとする。

(エ) 据付調整は原則として、既設ネットワークに影響を与えないように実施するものとするが、やむをえず既設回線の運用停止を行う場合は、停止日の10日前までに担当職員の承諾を得るものとする。

ウ 試験

(ア) 据付完了後は単体試験を入念に行い、総合動作試験を行うものとする。

(イ) 調整後、容易に調整ずれが生じないように注意するとともに、その設定値等を試験成績書に記載するものとする。

(ウ) 試験内容は、事前に甲と協議の上、決定すること。

エ 配線

(ア) 露出にて配線する場合は、ワゴンモール等による保護を行うこと。ただし、仮配置の箇所についてはこの限りではない。

(イ) 執務室入口から無線AP設置場所までなど主動部分については、バリアフリーに配慮した配線ルートとすること。

(ウ) 本業務の設置に関して公的に必要な手続き及び書類の作成は、乙が迅速かつ確実に行うものとする。

(エ) 配線にあたって、防火区域を貫通する場合は、建築基準施行令に基づき防火措置を行うこと。

(5) 成果品と納品方法

業務完了時には、以下の成果品を(A4縦)及び電子媒体(CD-ROM等)で提出すること。

ア 業務実施計画書及び実施体制図

イ 業務完了報告書（機材一覧表、取扱説明書、保守・保証書、試験成績書、業務写真及び完成写真）

9. その他

ア 業者において疑義が生じた時又は本仕様書の記載のない事項については、甲との協議により決定する。

イ 乙は、甲から貸与された資料、情報、機器等及びその管理するデータ等について、漏洩、滅失、き損その他の事故が発生した場合は、直ちに事故の拡大の防止、復元、改修等の措置を講ずるとともに、事故等の概要を甲に報告し、その指示に従うものとする。

10. 据付調整

(1) 以下の作業を実施すること。

ア 機器の搬入・設置及び調整

イ Wi-Fi 環境の設計及び構築

ウ 保育 ICT システム導入へ向け、タブレット端末機器の設定を行うこと。

エ 納品の際に発生した梱包物等については、乙が責任をもって廃棄すること。

オ 作業に当たっては、甲の職員の作業に影響を及ぼさないよう十分配慮すること。

(2) 物品の導入、据付、環境設定、動作確認を行うこと。

11. 運送及び保管

乙は、甲に引渡しを完了するまでの間、物品の材料の輸送、搬入、保管等に際し生じた事故について、その責めを負うものとする。

12. 保証及び保守

(1) 乙は、納入した全ての物品を常に良好な状態に保つため、物品に精通した保守要員により常時保守できる体制をとるとともに、納入した物品の稼働環境を確保するため、保守要員を甲の要請後速やかに、現地に到着できる保守体制を確保することとする。

また、海津市のセキュリティ監査が実施され甲の要請があった場合は、速やかに協力するものとし、脆弱性の指摘等を受けた場合には、速やかに是正処置を行うものとする。

13. 機器の設置場所、数量等

別紙のとおり

14. その他

(1) 機器の供給及び稼働については乙が責任を負うこととし、部品等の供給を担保すること。

(2) 導入する機器には、導入年月、ハードウェア管理番号、コンピュータ名等の内容を記載したラベル、また、保守を行う連絡先を記載したラベルを貼り付けるものとする（詳細については別途指示）。また、乙は、上記のハードウェア管理番号等を記載した一覧表を、甲に提出するものとする。